

法人春日部

第 119 号

(平成16年11月号)



社団法人 春日部法人会
春日部市大字樋堀 369-4 春日部市商工会館内
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



(写真提供 菖蒲町)

みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

菖蒲町

萩の径
「やさしい花が織り成すふるさとの散歩道」

町の中央を流れる見沼代用水路沿い1.5kmにわたって「萩の径」があります。種類は、ヤマハギ・ミヤギノハギ・シラハギなど5種類計約1,300株ほどあり、毎年8月中旬から9月中旬頃まで、花を楽しむことができます。

また、途中には「しょうぶの梨百年記念園」もあり、「埼玉梨の元祖」をいわれる五十嵐八五郎翁の記念碑も建てられています。この他、記念園には梨を題材とした歌碑、句碑をはじめ、ミニ梨棚、あずまやなどもあり、散歩にも最適なコースとなっています。

問合せ先 菖蒲町観光交流協会(菖蒲町役場産業振興課内)
☎ 0480-85-1111



税務署だより

国税庁からのお知らせ

◆「税を知る週間」から「税を考える週間」への名称変更

国税庁では、毎年11月11日～17日の間、「税を知る週間」として、国民の皆様が税に対する意識を高めていただくよう、また、申告納税制度が定着するよう、昭和49年以来、各種の広報を行ってきました。

同週間がスタートしてから30年を経過しましたが、今日の経済社会は経済取引の国際化、情報化の進展に伴い、経済・社会の構造が大きく変わってきており、これらの変化に対応するため、税制においてもあるべき税制の構築に向けた様々な改正が行われております。

また、税務行政を取り巻く環境も著しく変化しており、この変化に的確に対応するためには、税の意義や役割、更には税務行政の現状を深く理解していただく必要性があり、単に税を「知る」だけでなく、国民の皆様がより能動的に税の仕組みや目的を考えていただき、国の基本となる税に対する理解を深めていただきたく、本年度より同週間を「税を考える週間」に改称することといたしました。

平成16年分の年末調整説明会開催のお知らせ

本年も年末調整を行っていただく時期となりました。

つきましては、平成16年分の年末調整の説明会を下記のとおり開催しますので、ご都合のよい会場にご出席ください。

なお、各会場とも駐車場が狭いため、お車でのご来場はご遠慮ください。

記

開催日	開始時間	開催場所
11月16日(火)	午前10時	岩槻市中央公民館
11月16日(火)	午後2時	岩槻市中央公民館
11月17日(水)	午前10時	幸手市北公民館
11月17日(水)	午後2時	蓮田市コミュニティセンター
11月18日(木)	午前10時	久喜総合文化会館 小ホール
11月18日(木)	午後2時	久喜総合文化会館 小ホール
11月19日(金)	午前10時	春日部市中央公民館
11月19日(金)	午後2時	春日部市中央公民館

* 年末調整事務及び年末調整説明会について、ご不明な点などがございましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

春日部税務署 源泉所得税担当

代表電話 048(733)2111 (内線621)

直通電話 048(733)2119

知っておきたい源泉所得税の知識

1. 源泉徴収税額表の種類と使用方法

毎月（毎日）支払う給与や賞与から源泉徴収をする税額は、源泉徴収税額表を使用して算出しますが、源泉徴収税額表は、給与又は賞与の別、給与等の支払形態及び扶養控除等申告書の提出の有無により異なります。

◆源泉徴収税額表の適用区分

月々の給与や賞与の支払の際に徴収すべき税額が簡単に求められるように、各種の源泉徴収税額表が定められています。

この源泉徴収税額表は、給与の支払形態及び扶養控除等申告書の提出の有無により、次の表のとおり使用します。

区 分		使用する税額表	扶養控除等申告書の提出の有無	使用する欄
賞与以外の給与	○月ごとに支払うもの	月額表	有	甲欄
	○半月ごと、旬ごとに支払うもの		無	乙欄
	○月の整数倍ごとに支払うもの	日額表	有	甲欄
	○毎日支払うもの ○週ごとに支払うもの ○日割で支払うもの		無	乙欄
	○日雇賃金		提出不要	丙欄
賞与	○前月中に賞与以外の普通給与の支払がない人に支払うもの	月額表	有	甲欄
	○前月中の普通給与の10倍を超えるもの		無	乙欄
	○上記以外のもの	賞与の源泉徴収税額算出率の表	有	甲欄
			無	乙欄

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払いを受ける給与をいいます。

ただし、一の給与の支払者から継続して2ヶ月を超えて支払いを受ける場合には、その2ヶ月を超えて支払いを受けるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません。

2. 源泉所得税質問応答

質問1：当社では、近所の主婦を中心にパートタイマーを数多く雇っています。雇用期間については定めておらず、賃金は、1時間あたり単価に実働時間数を乗じて、毎月定期に支払うこととしています。短期間でやめていくケースも相当ありますが、このような場合、「日額表」の「丙」欄を適用してよいでしょうか。

回答：雇用期間の定めがないので、「日額表」の「丙」欄の適用はできず、毎月1回払とのことなので「月額表」を適用することになります。そして扶養控除等申告書の提出をうけていれば「甲」欄を適用します。

質問2：当社では、本年9月5日にAをアルバイトとして採用し、その給与について源泉徴収税額表の日額表丙欄を適用して源泉徴収を行ってきましたが、10月1日からは社員として採用しましたことにより、月給とし、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を受け、月額表甲欄を適用して源泉徴収を行っています。この場合、日額表丙欄を適用した給与については年末調整の対象に含めなくてもよいのでしょうか。

回答：年末調整は、その年の最後に給与を支払う時に、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人について、その年中に支払った給与の全てを対象として行いますので、日額表丙欄を適用した給与も含めて年末調整を行います。

平成17年度

税制改正要望全国大会

平成16年9月22日(水)

於 東京国際フォーラム

〈松永会長以下7名参加〉

行財政改革を推進し、中小企業を活性化する税制の構築を求めて

今年も全国の法人会より、約1,300名の代表が参加し会場を埋めつくした。全国120万社会員の総意を訴えた要望事項、決議は満場一致で採択され、政府・関係官庁・国会関係に強く要請される。また、地方自治体に対しても要望活動を行ってゆく。

第一部

- (1) 記念講演 演題「日本経済と税制改革の課題」
講師 大阪大学大学院教授 本間正明氏
- (2) 国税庁依頼 「消費税に関連して」(大武国税庁長官)

第二部 要望大会

- (1) 開会の辞 角間副会長
- (2) 会長挨拶 安西会長
- (3) 議長選出
- (4) 決議及び要望事項 主旨説明 長野税制委員長
- (5) 決議及び要望事項 朗読 全法連青連協正副会長6名
- (6) 決議及び要望事項 採択
- (7) 閉会の辞 佐藤(信)副会長



▲議長 安西会長 ▲主旨説明 長野税制委員長

税制改革に関する決議

厳しい企業努力によって、最近ようやく景気回復の兆しが見えてきたが、殆どの中小企業は、いまなお経営健全化のために懸命な努力を続けているのが実状である。しかるに、経済の安定と持続的成長の確保に責任を負っている政府は、危機的財政の再建見通しすら示せないでいる。

このような状況では、日本経済の再生、すなわち企業の活力復活は難しく、国民が安心して生活できる社会の創造も困難である。いまこそ政府は、聖域なき行財政改革による歳出削減を断行し、社会保障不安を払拭するなど、国民の期待にこたえるべきである。

いうまでもなく、日本経済活性化のために税制が果たしている役割は、極めて大きい。政府は企業経営の実態を正しく認識し、景気回復に努め、例えば法人課税を軽減し事業承継税制を確立する。さらには消費課税の充実、地方税制の改革などを実現すべきである。

これらの税制改革に当たっては、常に望ましい税制の構築を目指し、努力したものが報いられ、真面目な納税者が高く評価され、かつ尊敬される社会をつくるべきである。よき経営者を目指し納税意識の高揚と税務知識の普及に努めてきた法人会は、税のオピニオンリーダーを自負し、全国120万会員の総意として以上、決議する。

平成16年9月22日 財団法人 全国法人会総連合
税制改正要望大会

大会スローガン

- ◎議員・公務員定数の大胆な削減と 給与・歳費の抑制を!
- ◎中小企業の重要性を認識し 元気になる税制の確立を!
- ◎中小企業の基盤強化を図るため 留保金課税の廃止を!
- ◎所得税の抜本的な見直しを行い 広く薄く国民全体で負担を!
- ◎地域の活性化や雇用確保に資するため 事業承継税制の確立を!
- ◎消費税率を引き上げる前に 行財政改革の徹底と歳出の見直しを!
- ◎行財政改革を徹底し 地方も行政の合理化・効率化を!
- ◎社会保障制度の将来像を明確にし 将来不安の解消を!



二列目 崎浜 税制委員 鯨岡 税制副委員長 古谷 税制委員 堂坂 税制副委員長
一列目 尾野税制委員長 松永会長 松岡専務理事

平成17年度 税制改正要望

総論 税制改革等に関する提言

日本経済は企業の厳しい合理化努力もあって、ようやく景気回復の基盤を固めうる状況となった。この重要な時期に当たり、政府においては財政改革や税制改革をはじめ、以下に指摘する諸改革を断行し、速やかに活力ある経済社会を再生するよう強く求めるものである。

第一 税制改革による経済活性化の推進

改革なしに再生なし、という小泉内閣の政治のもと、企業の過酷なまでの合理化努力等もあって、経済の各分野にわたりようやく明るさが出てきた。政府はこの機を逃さず景気を回復し、経済再生を確実なものとするべきであり、とくに構造改革に関する基本方針2004が示した諸改革を誠実に実行する責任がある。

その場合、租税政策の意義を正しく認識し、なによりもまず公平・中立・簡素の課税三原則に立って活力ある社会づくりに寄与する税制改革を行うべきである。また、そもそも税とは公共サービスの費用を国民全体で広く薄く負担すべき制度であり、かつ現在の税収構造等も考えると、消費課税の一層の充実と個人所得課税の空洞化是正とが特にとめられている。

このさい強く指摘したいのは、日本経済の活性化のためには、地域に根ざした中小企業等が雇用や納税、その他の面で十分に社会的責任を果たしうる環境を整備する問題についてである。全国の中小企業の70%近くが半ば恒常的に赤字経営となっているのは異常な事態であり、政府は中小企業の経営安定等のために、租税政策などを通じ、一層の支援を行うべきである。景気回復、企業経営健全化による税収の増加こそ、財政再建に資することを認識する必要がある。

第二 強力な行財政改革による財政再建

国・地方の長期債務残高は、ついに700兆円を超え、わが国の財政は破綻同然の状況となっている。しかも債務残高は、いままお増え続けており、この深刻な財政危機が国や自治体に対する国民の信頼を低下させ、ひいては国民の将来不安の原因ともなっている。

法人会としては、このような現状を放置しておくわけにはいかないと考えている。このため、国と地方とを通じ直ちに以下に指摘する歳出削減対策、すなわち行政改革に着手し速やかに財政再建の実をあげるよう強く要求するものである。

1. 財政再建目標年次の策定

聖域なき歳出削減の成果をあげ、財政に対する国民の信頼を回復するために、財政再建の目標年次を設定する。そのさい、当面の目標として、例えば2010年までに国債の新規発行額を同年度の国債費以下にとどめる、いわゆるプライマリー・バランスの回復を明示する。

2. 歳出の全面的な見直しと削減

従来、とくに聖域扱いされてきた社会保障関係費をはじめ政府開発援助、教育行政、農業保護、地方財政対策等、歳出全般について例外なく歳出削減あるいは抑制策をとる。また、景気対策や対外収支均衡などを理由に、とくに安易な歳出増が行われてきた公共事業については、例えば多年度に関わる計画も含めて、上限枠を設定する等により削減する。

3. 公務員および議員の定数削減と給与抑制等

国と地方とを通じ公務員および議員の定数削減を思いきって行い、給与、歳費、諸手当、退職金等について大胆に削減・抑制する。この場合、納税者からみると、地方の行政改革が特に遅れているという実感があがり、市町村合併の促進等による歳出の削減合理化と行政効率化とを強く求める。これに関連し、道州制の採用も総合的に検討すべきである。

4. 特殊法人等の改革の推進

政府や自治体などが公的資金を投入している特殊法人については廃止

や民営化するなど、一層の改革を進め、仮にも今後国民負担が増えるような事態を未然に防止することとする。また、エネルギー対策も含めて特定財源制度を改め、特定分野の歳出が自動的に増加することを防ぐ措置をとる。

5. 政府規制の緩和と民間部門の活用

政府規制の一層の緩和、経済特区制度の積極的な活用等によって、公共分野への民間企業の進出を促し、結果的に税収が増加するよう誘導する。これらの施策によって行政機構の大胆な改革や行政経費の縮減を行う。

第三 社会保証制度の抜本的な改革

先の通常国会で、基礎年金の国庫負担割合を段階的に2分の1に上げる等の年金改革関連法が成立した。そして、社会保障制度全般の一体的見直しを行う三党合意が成立したものの、いついかなる抜本改革を行うかとなると見通しがついていない。政府は、一日も早く安定した社会保証制度を確立し、国民の将来不安を払拭する政治責任を果たすべきである。そのためには、まず議員年金の廃止も視野に据えて公的年金制度の一元化も検討し、あわせて国民年金保険料の未納対策を強化すべきである。その場合、社会保険料徴収の改革についても積極的に取り組む必要がある。また年金資産の運用と運営の抜本的改革を行い、民間の自助努力が反映する制度を充実するものとする。

社会保障制度の見直しに当たっては、ある程度の負担の増加と給付の抑制とが避けられないし、少子化の進行もあり租税負担率があがる事実も否定できない。しかし、保険料の引き上げの形で企業負担を増やす施策は限界にきており、増大する社会保障給付の財源は、基本的に例えば、消費税の充実などにより広く国民全体が負担すべきである。ただし、その場合も行財政改革等によって歳出を削減、財政赤字分を含めた国民負担率を将来とも50%以下にとどめ、小さい政府の理念を確立することとする。

国民に信頼される社会保障制度の基本は、受益と負担との関係の透明化であり、公平・公正化することである。この点で、現在の社会保障制度については国民に大きな不満があり、制度改革が必要である。とりわけ、世代間さらには阿世代の受益と負担とを公平化し、安定した社会保障制度を確立するよう強く求める。

第四 国と地方との関係の見直し

官から民へ国から地方へ、という小泉内閣の改革政治のなかで国と地方との税・財政のあり方をめぐり、いわゆる三位一体の改革が進められている。その場合、地方の自主権の確立・強化という視点で改革を加速すべきことは当然であるが、地方自治体に対し強く納税者が求めているのは、なによりも行政の効率化であり歳出の削減である。地方財政の安定・健全化も基本的には、このような改革による各自治体の自助努力によって実現すべきである。

従って、例えば国から地方への財源移譲に当たっては補助金の削減が大胆に行われるべきだし、国と地方とを通じた行政機構の簡素化や規制緩和が不可欠である。また、全国一律的な基準で公共施設を整備する等の行政サービスを約束する制度を見直し、地方交付税の非効率的な使用を是正すべきである。なお、地方の税財源の偏在性を考慮し、税源移譲に当たっては関係自治体に適切な配分を行いうる仕組みを考えるなどして、全自治体すなわち国をあげて改革の実をあげる必要がある。

第五 租税教育の普及

いうまでもなく税とは、国あるいは地方自治体という共同体が国民に供与する行政サービス等への対価である。従って、国民には税を負担する義務があり、これは憲法でも定められている。他方で、政治や行政に関わる人々には、この大切な税を適正かつ効率的に配分・活用する責任がある。わが国においては残念ながら、このような税の意義についての国民の理解が必ずしも十分にあるとはいえない。このため学校教育はもとより社会全体として、税の役割等についての正しい理解を深め、国民の納税意識を高めて、真面目な納税者が尊敬される社会になることを強く期待するものである。

新設法人説明会開催

平成16年9月2日 午前 春日部市商工会館
平成16年9月3日 午後 久喜総合文化会館

平成16年1月～平成16年6月に設立された法人会を対象に、法人税・消費税源泉所得税他について説明会を開催した。

法人会で作成したテキスト「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。



▲栗原亨樹先生
(久喜会場にて)



▲石塚健一先生 (春日部会場にて)

女性部会

全法連女性部会連絡協議会発会式

平成16年9月1日
於 ホテルセンチュリーハイアット 東京(新宿区)

各県連より代表者が参加し華やかに発会式が行われ、女性部会の全国組織がスタートした。

埼玉県連からは山口県連女性部会連絡協議会会長以下7名の正副会長が代表参加。

当春日部法人会からは土屋部会長が参加しました。



▶全法連女性部会
連絡協議会
大島会長



▲山口県連会長
(浦和法人会)

▲土屋部会長
(県連副会長)

青年部会

関東信越法人会青年部会連絡協議会 合同セミナー 井上部会長他3名参加

平成16年9月10日(金)
於 群馬県民会館 小ホール(前橋市)

テーマ 「復活日本! 今こそ青年よ大志を抱け!」

講師 元内閣総理大臣 中曽根康広 先生



▶会場前にて
田口副部会長
井上部会長
手島副部会長

会員の声

白岡支部
(有)三友塗装 折原 良一

小泉純一郎さま

長引く不況の中、私たち中小企業は、やり場の無い怒りの中、毎日仕事に取り組んでいます。特に私共の関係する、建築業界は、自動車・IT関連の業界とは異なり依然として、先行きの見えない業界です。政府は、景気は下げ止まり、ゆるやかな回復などと楽観的な見解をしていますが、一部大企業のみが、利益を得るだけで、我々中小企業は、長く暗いトンネルの中です。良く考えて下さい、大手企業が、工事を受注し実際工事をするのは、下請・孫請の中小企業です。

中小企業が、社会から消えたら一体どうなるのでしょうか？。政府は、この不況の入口に立った時大きな過ちを犯しました。それは、大企業の自己責任を問わずに、手厚い保護をしてしまいました。その結果何の落ち度の無い中小企業に、多大なる犠牲を与えたのです。

日本の文化・伝統・技能・慣習・人情を伝える人々を、もっと大切に、考えて頂きたい。日本国民が我慢している事を忘れてませんか？

支部だより「花と緑いっぱい運動」

蓮田支部



平成16年8月21日「はすだ市民まつり」

白岡支部



平成16年8月7日 白岡まつり「陶芸・絵付け教室開催」

キズ・へこみから故障車の修理まで 代車用意します。

カーリフォーム 菖蒲店

有限会社 瀬田自動車

☎0480-85-1369

住所:菖蒲町三箇3362-3

FAX 0480-85-3282



東玉・ひな人形市開催中

- テレビCMでおなじみ、飾り方自由の1.2の3段
- 特選人形館。一流作家品を展示・販売

人形の町・岩槻

埼玉県岩槻市本町3-2 (駅前)

雛匠 東玉

TEL 048-756-1111 FAX 048-757-3113

E-mail info@tougyoku.com <http://www.tougyoku.com>

支部だより

久喜支部



臨時役員会 平成16年9月1日
久喜商工会館

栗橋支部



青年部会・女性部会合同研修会
平成16年9月16日(木)救命講習会



女性部会視察研修会
平成16年8月20日(金)女性と仕事の未来館

杉戸支部



商工会との合同研修会 平成16年8月26日
「財産を相続したとき」

春日部支部



女性部会研修会 平成16年9月14日
六本木ヒルズにて

ゴミの悩み解消!

不要品
廃棄物



引き取ります。

産業廃棄物処分業/許可番号1105071801

一般廃棄物処理業 葛蒲町/葛蒲町指令第25号

久喜宮代衛生組合/久喜衛指令収第12号

蓮田市白岡町衛生組合/許可番号1180804028号

産業廃棄物収集運搬処理業

クリーンシティーサービス

〒346-0104 葛蒲町三箇805 (FAX)0480-85-6247

☎0120-85-8466 有限会社 原田電気工事 (担当 木村)

光輝ガス浸炭窒化焼入
真空熱処理
イオンプレーティング
光輝焼鈍
その他 熱処理全般

白岡冶金株式会社

〒349-0203 南埼玉郡白岡町下大崎869-1

TEL 0480-93-0234 FAX 0480-92-7253

(I) 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所
TEL 048-734-3371 FAX 048-739-1156

今から決めよう!
冬の旅行 **得** 情報

福利厚生制度の新サービス「T&Dクラブオフ」大好評!
会員になると、お得な会員料金でたくさんのメニューを利用可能!

サービスメニュー

◎全国のお得な宿泊施設がラインナップ
★憧れの旅館・ホテルの「厳選の宿」も

最大40%OFF

★世界1350都市7800軒のホテルが

最大50%OFF

全国800ヶ所のビジネスホテルが優待割引で!
その他 遊園地・動物園・スパから大手引越会社・レンタカーまで会員割引!

例えば...

京都プライムホテル 1万5399円→7500円 35%オフ

横浜ロイヤルパークホテル 1万3650円→9800円 28%オフ

新神戸オリエンタルホテル 1万1934円→5800円 51%オフ

通常期(1室3名利用1名あたり素泊まり)詳細は専用パンフレット参照

入会対象者

法人会の大型保障制度に、ご契約されている方であれば、どなたでも入会いただけます。

★会社契約であれば、法人の役員・従業員**全員が**入会できます。

★会社の**出張**や**社内旅行**にも活用できます。

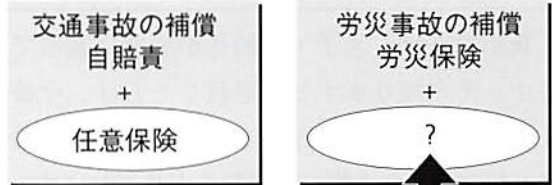
お問い合わせは 大同生命へ
TEL 048-734-3371 FAX 048-739-1156

(II) AIU 保険会社

さいたま支店
TEL 048-650-7610 FAX 048-648-5843

任意労災についてお考え下さい!

政府労災だけでは足りない!
クルマ同様、補償の上乗せが急務!

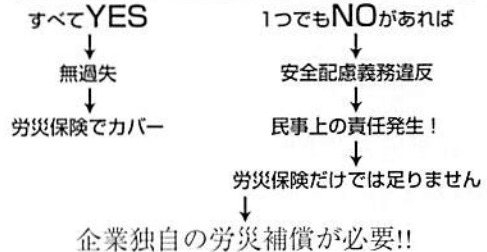


労災の上乗せ制度が必要!!

* 労災訴訟はなぜ起こる?

労災事故発生!!

- ・安全教育をしていたか(下請を含む)
- ・無理な日程、工期で作業をしていなかったか
- ・想定できる危険に対し完璧な予防を行っているか
- ・管理、命令、指示は完璧であったか
- ・機械、装置は旧式、老朽化していないか・・・等



そこで法人会の任意労災!! (会員割引)

詳しい資料をお送りします!まずはお連絡を!

(III) アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉支社
TEL 048-645-1245 FAX 048-645-3034

婦人科系がんで一番多いがん
— 「子宮頸がん」

子宮にできるがんを総称して「子宮がん」と言い、婦人科系のがんの中では最も発生頻度の高いものです。部位によって医学的に「子宮頸がん」「子宮体がん」の大きく2つに分けられますが、日本人に多い子宮頸がんは、30歳代から増え始め、40～50歳代が最も多くなります。膣に近い子宮頸部は、直接触ったり観察したりすることができるため、満30歳以上の女性を対象にした子宮頸がん

の「集団検診」が全国で行われています。それによって、早期に発見できるケースが多くなり、子宮頸がんの死亡率は年々低下しています。

では、子宮がんにかかるどれくらいの自己負担金額が必要になるのでしょうか?

2000年3月に実施致しましたAFLACの医療費調査によりますと、平均入院通算日数で91日、自己負担費用合計で169.2万円かかるということになりました。全てのがんの平均自己負担費用は1,495,232円(2001年11月AFLAC医療費調査)という結果も出ています。

このような万が一の時の備えとして法人会の「がん保険制度」・「医療保険制度」がごございます。

詳しくは、当社の推進員がご説明させていただきますので、お気軽にお尋ねください。

法人会 税金クイズ 2004

I. 公的年金のしくみ

我が国では、少子・高齢化が急速に進んでいます。そうなりますと、退職した方は、今後貰える年金の額に、現役の方は、支払う保険料の額と将来の年金の額に一層関心が集まります。

我が国の公的年金制度は、国民が共通に属している基礎年金(国民年金)と、その上乘せ分として民間の会社員が属している厚生年金、公務員などが属している共済年金があり、更には、それらの上乗せ分として国民年金基金、厚生年金基金などがあります。

このような公的年金制度から受け取ることのできる年金の額(平成16年度、65才以上)は、国民年金(40年加入、1人)年79.4万円であり、厚生年金(夫40年加入、妻専業主婦)202.9万円(そのほか妻分79.4万円)になります。

このような支給水準は、年金の加入期間によって異なってきますし、基金制度や企業年金に加入していれば、所定の上乗せ支給があります。また、将来的にも、現役年取の50%維持が計画されていますが、今後の出生率などにも左右されます。

●公的年金制度のしくみ



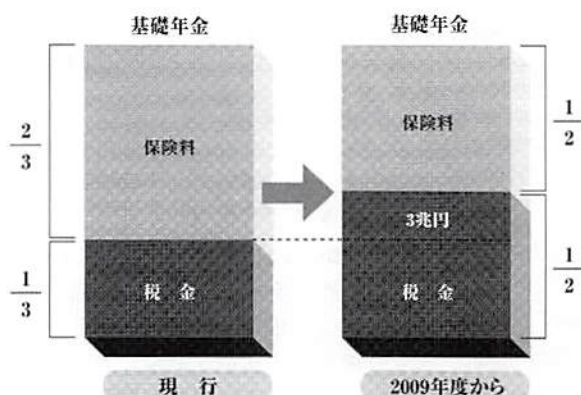
II. 公的年金の財源

公的年金の財源は、年金加入者が支払う保険料と税金によって賄われています。現在は、基礎年金部分の税金負担は3分の1ですが、本年6月に国会で成立した年金制度改革法により、今後は5年間で2分の1に引き上げることになっています。なお、その際に必要な税金は、約3兆円になると試算されています。

また、今回の見直しでは、保険料についても負担の増額を求め、国民年金の場合、現在月額1万3300円の保険料が毎年引き上げられ、平成29年度には1万6900円になることが見込まれています。

厚生年金の保険料についても、現在、年取の13.58%(労使折半のため、本人負担は半分)から毎年引き上げられて、平成29年度には、18.3%になることが見込まれています。例えば、年取500万円のサラリーマンの場合、現在の自己負担額は年33万9500円ですが、平成29年度には、年45万7500円になると見込まれています。

●年金給付の財源



年金と税金 —支えるのは国民—

エンジョイ トラベルプレゼント!

応募締め切り

平成16年11月30日

Ⅲ. 公的年金に対する課税

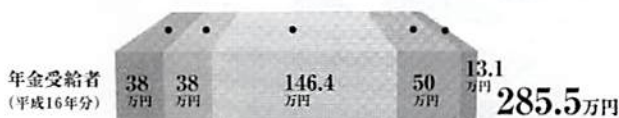
公的年金等に対する課税は、保険料を支払った段階で所得控除の対象にするか、保険料を積立てている段階での運用益に対して課税するか、年金の給付段階の課税をどうするかが問題になります。

我が国では、支払段階で所得控除とし、運用益に対しては現在課税停止されていますので、給付段階でのみ課税されます。従来、65才以上の夫婦2人の場合、年金収入285.5万円まで所得税が非課税とされていましたが、平成16年度の税制改正により、年金財源を負担する必要もあって、平成17年分以降公的年金等控除が引き下げられています。

その結果、65才以上夫婦2人の場合、上記の所得税の非課税限度額が205.3万円まで下がりました。これに対し、現役の給与所得者の場合には、夫婦2人(片稼ぎ)の所得税の非課税限度額は、年156.6万円となっています。

●年金受給者と給与所得者との所得税の課税最低限(夫婦のみ)の比較

基礎控除 配偶者控除 公的年金等控除 老年者控除 社会保険料控除



(注) 年金受給者の課税最低限については、65才以上の者として計算している。

「財務省資料」より引用

10万円の旅行券など 600名様にプレゼント!

クイズに答えて素敵な旅を当ててください。

ヒントは左の「年金と税金 ～支えるのは国民～」の記事の中にあります。

特等 50名様 JTB 10万円の 旅行券	1等 250名様 JTB 5万円の 旅行券	2等 300名様 JTB デパート共通 1万円の 商品券
---	---	---

Q1 国民年金に40年加入していた場合、受け取ることができる年金の額は1人当たり年間いくらですか?
A. 79.4万円 B. 149.4万円 C. 202.9万円

Q2 基礎年金の税金負担を3分の1から2分の1に引き上げる場合に、それに必要な税金はいくらですか?
A. 約2兆円 B. 約3兆円 C. 約4兆円

Q3 年金生活者の場合(65才以上、夫婦)、平成17年分以降所得税が課税されない年収(課税最低限)はいくらですか?
A. 156.6万円 B. 205.3万円 C. 285.5万円

応募方法

◆官製ハガキの場合

- ①クイズの答 ②住所(郵便番号) ③氏名 ④年齢 ⑤性別
⑥職業 ⑦連絡先電話番号を明記して次の宛先まで。
●宛先 〒119-0294 東京都新宿区牛込郵便局私書箱74号
法人会「税金クイズ」C係

◆インターネットの場合

11月1日から全法連ホームページからも応募できます。

URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

●応募締め切り 平成16年11月30日消印有効

●当せん者発表 第三者立会のもとに厳正な抽せんを行い、正解者の中から当せん者を決定。旅行券当せん者には、1月上旬に直接本人に連絡します。また2等当せん者の発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。

※ご応募は勝手ながらハガキ・インターネットを通じてお一人様一回限りとさせていただきます。

URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



**法人会**

**もっと社会の
パートナーへ
法人会**

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに活動をすすめる、全国120万社の、よき経営者をめざすものの団体です。 **会員募集中**

www.zenkuhojinkai.or.jp

イメージキャラクター 菅川 佳

(社)春日部法人会

◎ご寄稿ありがとうございました。

伊藤・川崎・富田・秋場・瀧澤・林・吉田・佐野・栃原・進藤・大塚・白石・木村・染谷・松岡